

事業評価

1. 事業評価の趣旨

- (1) 政策評価法に基づき、公共事業や研究開発などの個々の事業について、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から事前、期中、完了後に評価を行うものとして、事業評価を行うこととされている。
- (2) 事業評価のうち、研究開発の評価に関しては、研究分野別評価、研究制度評価、研究課題評価があり、それぞれ事前、完了後等の実施時期に評価を行ってきている。

2. 各事業評価の概要

(1) 研究分野別評価

「農林水産研究・技術開発戦略（以下「戦略」）」（平成13年度策定。達成目標年度第1期平成17年度、第2期平成22年度）に基づきゲノム、環境等の9つの研究分野ごとに、研究開発目標の達成状況等を評価

(2) 研究制度評価

競争的環境の整備、産学官の連携といった研究システムに対応する各種制度（事業）を評価

(3) 研究課題評価

個々のプロジェクト研究及び競争的資金における個々の研究課題を評価